

超短期電柱広告お取決め事項

1. 広告の申し込み
お客さまは、北電興業株式会社（以下、「当社」という。）に対し当社の定めた申込書に所定の事項を記入の上、お申し込みいただくものとします。ただし、お申し込み後契約成立までの間に電柱の変容または関係する諸法令等による規制ならびに当社基準の制約により掲出できない場合があります。
2. 申し込み取消しによる費用負担
お申し込み後広告掲出までの間に、お客さまの事情によりお申し込みを取り消された場合は、それまでに要した実費をお支払いいただきます。
3. 契約成立日
契約成立はお客さまのお申し込みにより、所定の電柱に広告を掲出した日をもって、契約成立日といたします。
4. 契約開始日のお知らせ
契約開始日は電柱広告掲出内容通知書をもってお客さまにお知らせいたします。契約開始日は原則として、広告を掲出した翌日となります。
5. 契約期間
契約期間は、原則として、広告を掲出した翌日から最長5ヶ月（1ヶ月単位）です。1ヶ月未満の契約において延長を希望される場合は、契約期間満了の営業日5日前までにご連絡をお願いします。
なお、契約期間について、お客さまの止むを得ない事情がある場合は、別途相談させていただきます。
6. 掲出広告の保守管理
当社は掲出広告を保持するための保守管理を行うものとし、広告が汚損、破損していると当社が認めた場合および紛失している場合は、当社の負担で補修または再掲出いたします。
7. 看板の所有
電柱に掲出した広告看板およびその付属物は当社所有となります。
8. 創作デザイン料・版下製作料
お客さまのご希望により、オリジナルデザインの創作ならびに版下製作を要する場合は別途所定の料金をお支払いいただきます。第三者の著作権・意匠権・肖像権・所有権・商標権・特許権・実用新案権を侵害する恐れがあるものはお受けできません。
9. 広告料金
契約期間中は所定の看板製作料・広告料をお支払いいただきます。なお、看板製作料・広告料には、官公署に対する諸公課を含みます。
10. 希望取替料・一部修正料・移設料
お客さまのご希望により、広告内容を改変する場合、または掲出柱を変更する場合は別途所定の料金をお支払いいただきます。
11. 料金の支払日および支払方法
広告料金等のお支払いは、当社の請求に基づき支払期限までに、指定口座にお振込みいただきます。
12. 中途廃止
お客さまの都合により、契約期間中の途中で廃止された場合は、広告料はお返しいたしません。
13. 法令・官庁などの指示による場合の改廃および変更
関係する諸法令の変更、官庁・電柱所有者の指示、地域の変容など止むを得ぬ場合は契約期間中でも広告の改廃および掲出柱の変更を行うことがあります。広告の改廃、変更に必要な費用は当社にて負担しますが、これにより、お客さまに営業損失が発生しても、当社はその責任を負いません。なお、お客さまの責任によらず、広告が電柱から取り外された場合は、不掲出月数に応じて1ヶ月あたり1,500円（1ヶ月未満も1ヶ月とする）をお戻しいたします。
14. 契約の解除
当社またはお客さまが上記各項に反した場合は相当の期間を定めて催告し、その期間内に義務を果たさない場合はいつでも契約を解除することができます。
15. 反社会的勢力の排除
当社およびお客さままたは関係者が反社会的勢力に該当しないこと、および暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐欺・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。これに反した場合は、何らの催告をせず、契約を解除することができます。
16. 個人情報の取り扱い
当社は、個人情報に関する法令、およびその他社会的規範を遵守し、個人情報を取り扱います。